

沖縄防衛局達第2号

防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第3条第2項の規定に基づき、沖縄防衛局等の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達を次のように定める。  
平成26年4月1日

沖縄防衛局長 武田 博史

沖縄防衛局等の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

改正 令和3年4月1日沖縄防衛局達第2号

（旅行命令）

第1条 沖縄防衛局、防衛事務所及び出張所（以下「沖縄防衛局等」という。）に勤務する職員に対する旅行命令を行う者は、次のとおりとする。

旅行命令権者	旅行命令を受ける者
局長	沖縄防衛局の局長、次長、防衛補佐官、会計監査官、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長、労務管理官、防衛事務所長及び出張所長
総務部長	総務部の課長、報道室長及び訟務官
企画部長	企画部の次長、課長及び室長
調達部長	調達部の次長、調達調整官及び課長
管理部長	管理部の次長、課長及び室長
労務管理官	労務管理官付の労務対策官
課長	課の職員（課（室）長を除く）
報道室長	報道室の職員（室長を除く）
訟務官	訟務官の下に置かれる職員
労務対策官	労務対策官の下に置かれる職員
防衛事務所長	防衛事務所の職員（所長を除く）
出張所長	出張所の職員（所長を除く）

（旅行依頼）

第2条 沖縄防衛局等に勤務する職員以外の者に対し、一般の旅行依頼を行う者は、局長とする。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日沖縄防衛局達第2号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。